幕別町にお住まいの犬の飼い主の皆さまへ



狂犬病予防注射の制度が変わります

令和９年３月２日から狂犬病予防注射の制度が変わります。

狂犬病予防注射の制度について

狂犬病予防法施行規則の改正により、令和９年３月２日から次のとおり変更となります。

	改正前（～令和９年３月１日）	改正後（令和９年３月２日～）
注射済票の年度	３月２日～翌年３月１日	４月１日～翌年３月３１日
接種時期	４月１日～６月３０日	通年

※　狂犬病予防注射を毎年１回接種する義務は変わりません。

狂犬病予防注射済票の交付について

これまで令和９年３月２日から３月３１日までの間に狂犬病予防注射を接種した場合は、翌年度の注射済票を交付していましたが、法令の改正により、令和８年度の注射済票が交付されることになります。

令和９年度の注射済票の交付は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までに接種した場合になりますので、特に毎年度３月中に予防接種をされている飼い主の方はご留意願います。



お問い合わせ

防災環境課　地域環境係

0155-54-6601　　FAX 0155-55-3008

（土日・祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時30分まで）

〒089-0692　北海道中川郡幕別町本町130番地1